

土地売買等に関する協定書

岡崎駅南土地区画整理組合（以下「甲」という。）と岡崎市（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次のとおり協定を締結する。

（売買物件等）

第1条 甲は、次に表示する土地（以下「売買物件」という。）を適正な価格にて乙に売却し、乙はこれを取得するものとする。

所 在	面積 m ²
岡崎駅南土地区画整理事業 48 ブロック 1 ロット	29,717

（支払い方法）

第2条 甲は、前条の売買代金の支払い方法について、乙の分割払を承諾するものとする。

（譲渡の承諾）

第3条 甲は、売買物件について、乙が学校法人藤田学園に病院用地として譲渡することを承諾するものとする。

（市議会の議決）

第4条 この協定に定める事項のうち、岡崎市議会の議決を必要とする乙の行為については、乙が岡崎市議会の議決を得た後にその効力を生じる。

（疑義の解決）

第5条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 岡崎駅南土地区画整理組合

代表者 理事長

乙 岡崎市

代表者 岡崎市長